

# 日本マイコトキシン学会優秀論文賞授与規程

## 〔総則〕

第1条 本会は、JSM Mycotoxins（以下、会誌）に掲載された特に優れた論文を選定・審査し、優秀論文賞（以下、論文賞）を授与するものとする。

第2条 本賞は、賞状および副賞からなる。

## 〔対象〕

第3条 対象となる論文は、審査前年に刊行された会誌に掲載された原著論文（和文・英文）とする。また、件数は年間2件程度とする。

## 〔審査〕

第4条 論文賞の対象論文の審査は以下の手続きによる。

- (1) 編集委員会の下に論文賞審査委員会を構成する。論文賞審査委員長は編集委員長が指名し、論文賞審査委員は編集委員および助言からなる。
- (2) 審査結果の取り纏めならびに授賞対象論文の決定は、論文賞審査委員長に一任する。
- (3) 編集委員長は論文賞審査委員長からの報告を受け、審査結果を編集委員会ならびに幹事会に報告する。

## 〔付則〕

- (1) 副賞は授賞対象論文1件につき、1万円とする。
- (2) この規程は、2022年2月15日から施行する。
- (3) この改正は、2024年8月1日から施行する。